

補助金審査表

杉並区補助金適正化審査会

No.	補助金名称	担当部課			
団- 37	NPO・ボランティア活動推進センター補助金	区民生活部 地域課			
補助金の概要	根拠法令	杉並NPO・ボランティア活動推進センター補助金交付要綱			
	目的	杉並NPO・ボランティア活動推進センターの運営を委ねる社会福祉法人杉並区社会福祉協議会に対し、その運営に要する経費の一部を補助し、NPOやボランティアの活動の拠点としての活動を支援する。			
	事業内容	NPO・ボランティア活動推進センターの運営・活動経費の助成 補助対象経費・・・ (1) NPO・ボランティア活動事業の管理運営に必要な経費 (2) NPO・ボランティア活動の支援及び推進を目的とする事業に必要な経費			
交付対象名・数	社会福祉法人 杉並区社会福祉協議会	1団体	補助開始年度	平成14年度	
補助割合	国 0%	都 0%	区 100%	/	
	14年度	15年度	16年度	17年度	交付団体等の決算状況(15年度)
補助金予算額(千円)	28,069	52,643	49,433	50,654	歳入 歳出 補助金依存率
補助金決算額(千円)	25,107	52,611	49,239	/	- - -
問題点	<input type="checkbox"/> A 政策目的の希薄化 <input type="checkbox"/> B 長期化による形骸化 <input type="checkbox"/> C 対象・要件の類似 <input type="checkbox"/> D 委託料との区分が不明確 <input type="checkbox"/> E 有効性・成果の検証が不明確又は不十分 <input type="checkbox"/> F 金額が小額又は対象者の少数化 <input type="checkbox"/> G その他(
現状	地域のNPOやボランティアに対する中間支援組織であるNPO・ボランティア活動推進センターの運営を行う社会福祉協議会に対し、人件費を含めた助成を行っている。 補助金に占める人件費の割合は、毎年およそ80%となっている。				
適正化の方向	<input type="checkbox"/> 1 <input type="checkbox"/> 2-1 <input type="checkbox"/> 2-2 <input checked="" type="checkbox"/> 2-3 <input type="checkbox"/> 3				
理由	平成18年度より、NPO・ボランティア活動推進センターは、NPO法人による運営を予定しており、補助金から委託料等へ移行する。				
審査会評価					

補助金審査表

杉並区補助金適正化審査会

No.	補助金名称	担当部課			
団- 38	高齢者入居支援制度補助金	都市整備部 住宅課			
補助金の概要	根拠法令	杉並区高齢者入居支援制度にかかる補助金交付要綱			
	目的	杉並区社会福祉協議会が実施するサービスに要する経費の一部を補助し、杉並区の高齢者入居支援制度を円滑に運営する。			
	事業内容	<p>あらかじめ費用の一部を預託した、アパートに居住する高齢者が死亡したとき、葬儀・遺骨の保管、残存家財等の撤去等を行う事業経費の助成</p> <p>葬儀・・・130,000円×5件 家財撤去・・・50,000円×5件</p>			
交付対象名・数	社会福祉法人 杉並区社会福祉協議会	1団体	補助開始年度	平成14年度	
補助割合	国 0%	都 0%	区 100%	/	
/	14年度	15年度	16年度	17年度	交付団体等の決算状況(15年度)
補助金予算額(千円)	540	5,760	5,760	900	歳入 歳出 補助金依存率
補助金決算額(千円)	0	0	0	/	- - -
問題点	<input type="checkbox"/> A 政策目的の希薄化 <input type="checkbox"/> B 長期化による形骸化 <input type="checkbox"/> C 対象・要件の類似 <input type="checkbox"/> D 委託料との区分が不明確 <input type="checkbox"/> E 有効性・成果の検証が不明確又は不十分 <input type="checkbox"/> F 金額が小額又は対象者の少数化 <input type="checkbox"/> G その他(
現状	<p>この制度に申込みをしている高齢者が実際に死亡した場合に支出する補助金のため、今のところ実績はない。実態に合わせ、平成17年度より、予算上の件数を大幅に削減している(32件→5件)。</p> <p>また、従来は区のアっせんにより入居した高齢者だけが対象だったが、平成17年度より、既に民間賃貸住宅に入居している高齢者も利用できるように改めた。</p>				
適正化の方向	<input checked="" type="checkbox"/> 1 <input type="checkbox"/> 2-1 <input type="checkbox"/> 2-2 <input type="checkbox"/> 2-3 <input type="checkbox"/> 3				/
理由	現時点での補助金支出の実績はないが、引き続き、高齢者が民間賃貸住宅へ入居しやすい環境整備を進める必要があるため、継続する。				
審査会評価					

補助金審査表

杉並区補助金適正化審査会

No.	補助金名称	担当部課			
団- 40	地域福祉活動立上げ支援事業補助金	保健福祉部 管理課			
補助金の概要	根拠法令	杉並区地域福祉活動立上げ支援事業補助金交付要綱			
	目的	住民参加型団体等を支援し、地域福祉の基盤整備を図る。			
	事業内容	NPO法人等の住民参加型団体を実施する地域福祉活動の立上げ等に要する経費を1団体につき3か年を限度にその一部を補助する。 立上げ対象(1年目) 対象経費×2/3 5,000千円限度 継続期間(2・3年目) 対象経費×2/3 3,500千円限度 事業内容 日常生活支援活動(配食サービス、家事援助サービス等)、社会生活支援活動(移送サービス、デイサービス等)			
交付対象名・数	地域福祉活動実施団体	12団体	補助開始年度	平成12年度	
補助割合	国 0%	都 50%	区 50%	/	
/	14年度	15年度	16年度	17年度	交付団体等の決算状況(15年度)
補助金予算額(千円)	33,395	27,000	29,856	14,000	歳入 歳出 補助金依存率
補助金決算額(千円)	30,816	26,618	25,853	/	- - -
問題点	<input type="checkbox"/> A 政策目的の希薄化 <input type="checkbox"/> B 長期化による形骸化 <input type="checkbox"/> C 対象・要件の類似 <input type="checkbox"/> D 委託料との区分が不明確 <input type="checkbox"/> E 有効性・成果の検証が不明確又は不十分 <input type="checkbox"/> F 金額が小額又は対象者の少数化 <input checked="" type="checkbox"/> G その他(18年度までのサンセット事業)				
現状	実施計画に基づき18年度までのサンセット事業であり、16年度で新規受付を終了している。17年度 12団体、18年度 3団体 (累計27団体)				
適正化の方向	<input type="checkbox"/> 1 <input type="checkbox"/> 2-1 <input checked="" type="checkbox"/> 2-2 <input type="checkbox"/> 2-3 <input type="checkbox"/> 3				
理由	地域福祉サービスを提供する団体を育成していくことは重要であるが、継続的な助成は、団体の自主性、自立性を阻害する可能性がある。そのため、実施計画に基づき18年度で補助を終了する。今後については、多方面から支援する等、包括的な補助も含めた新しい制度の検討が必要である。				
審査会評価					

補助金審査表

杉並区補助金適正化審査会

No.	補助金名称	担当部課
団- 41	友愛の灯協会補助金(ハンディキャブ運行補助)	保健福祉部 管理課
補助金の概要	根拠法令	社団法人友愛の灯協会補助金交付要綱
	目的	友愛の灯協会が運行する福祉型移送サービス(ハンディキャブ)について、その運行経費の一部を補助することにより、高齢者や障害者等区民の利便の向上を図る。
	事業内容	社団法人友愛の灯協会が運行する福祉型移送サービス(ハンディキャブ)について、その運行経費の一部を補助する。 運行台数 6台
交付対象名・数	社団法人 友愛の灯協会	1団体
補助割合	国 0%	都 50%
		区 50%
	14年度	15年度
	16年度	17年度
補助金予算額(千円)	9,952	10,106
補助金決算額(千円)	9,952	9,911
	10,230	10,229
	9,709	18,788
	歳入	歳出
	18,022	補助金依存率
		55%
問題点	<input type="checkbox"/> A 政策目的の希薄化 <input type="checkbox"/> B 長期化による形骸化 <input type="checkbox"/> C 対象・要件の類似 <input type="checkbox"/> D 委託料との区分が不明確 <input type="checkbox"/> E 有効性・成果の検証が不明確又は不十分 <input type="checkbox"/> F 金額が小額又は対象者の少数化 <input checked="" type="checkbox"/> G その他(道路運送法、他団体等との整合性)	
現状	国土交通省の通達(運営協議会設置、活動範囲の制限、利用料金の低廉等による福祉有償輸送業務に関わる道路運送法80条の例外規定)により、ハンディキャブ事業を18年度までに、通達に沿った形に是正する必要がある。さらに、同様の事業を行っている団体との整合性を図る必要がある。	
適正化の方向	<input type="checkbox"/> 1 <input checked="" type="checkbox"/> 2-1 <input type="checkbox"/> 2-2 <input type="checkbox"/> 2-3 <input type="checkbox"/> 3	
理由	18年度ハンディキャブ事業、NPO法人等9団体を含めて、国交省の通達に沿った移送サービス事業(実施計画事業)に再構築していく。そのため、今年度移送サービス運営協議会を立上げ検討している。今後協議会の検討推移を見守りながら、他団体との整合性を考慮し、整理・削減していく方向で検討する。ただ、安全面では、他の団体も含め新たな補助が必要か合わせて検討する。	
審査会評価		

補助金審査表

杉並区補助金適正化審査会

No.	補助金名称	担当部課
団- 42	地域福祉活動推進事業補助金	保健福祉部 管理課
補助金の概要	根拠法令	杉並区地域福祉活動推進事業補助金交付要綱
	目的	老後をよくする会が運営している「配食サービス事業」及び友愛の灯協会が運営している「有償家事援助サービス事業」に要する経費の一部を補助することにより、地域福祉の向上に寄与する。
	事業内容	15年度東京都から移管された事業であり、老後をよくする会が運営している「配食サービス事業」及び友愛の灯協会が運営している「有償家事援助サービス事業」に要する経費の一部を補助する。
交付対象名・数	老後をよくする会 友愛の灯協会	2団体
補助開始年度	平成15年度	
補助割合	国 0%	都 100%
	区 0%	/
	14年度	15年度
	16年度	17年度
	交付団体等の決算状況(15年度)	
補助金予算額(千円)	-	8,114
	6,956	6,506
	歳入	歳出
補助金決算額(千円)	-	8,114
	6,956	-
	-	-
補助金依存率	-	-
問題点	<input type="checkbox"/> A 政策目的の希薄化 <input type="checkbox"/> B 長期化による形骸化 <input type="checkbox"/> C 対象・要件の類似 <input type="checkbox"/> D 委託料との区分が不明確 <input type="checkbox"/> E 有効性・成果の検証が不明確又は不十分 <input type="checkbox"/> F 金額が小額又は対象者の少数化 <input checked="" type="checkbox"/> G その他(補助対象が2団体のみ)	
現状	東京都からの移管事業であり、補助対象が2団体のみ。 18年度までは、東京都からの全額補助であるが、19年度以降は1/2となる。	
適正化の方向	<input type="checkbox"/> 1 <input checked="" type="checkbox"/> 2-1 <input type="checkbox"/> 2-2 <input type="checkbox"/> 2-3 <input type="checkbox"/> 3	
理由	区内で同様の事業(配食サービスや有償家事援助サービス)を実施している事業者との整合性を図る必要がある。19年度から補助率が1/2となることを契機に、この補助金のあり方、整理・削減・廃止等を含め検討する。	
審査会評価		

補助金審査表

杉並区補助金適正化審査会

No.	補助金名称	担当部課			
団- 44	民生委員児童委員協議会助成金	保健福祉部 管理課			
補助金の概要	根拠法令	杉並区民生委員児童委員協議会に対する助成金交付要綱			
	目的	民生委員児童委員協議会が行う事業に要する経費の一部を補助することにより、委員の資質の向上、協議会運営の安定を図る。			
	事業内容	民生委員児童委員協議会が行う事業に要する経費の一部を補助する。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 委員の資質の向上 研修会・講習会等 ・ 職務上必要な事業 調査・企画・施設見学会等 			
交付対象名・数	民生委員児童委員協議会	1団体	補助開始年度	昭和42年度	
補助割合	国 0%	都 100%	区 78%	/	
/	14年度	15年度	16年度	17年度	交付団体等の決算状況(15年度)
補助金予算額(千円)	5,926	5,922	5,922	5,992	歳入 歳出 補助金依存率
補助金決算額(千円)	5,926	5,922	5,922	/	11,644 9,548 62%
問題点	<input type="checkbox"/> A 政策目的の希薄化 <input type="checkbox"/> B 長期化による形骸化 <input type="checkbox"/> C 対象・要件の類似 <input type="checkbox"/> D 委託料との区分が不明確 <input type="checkbox"/> E 有効性・成果の検証が不明確又は不十分 <input type="checkbox"/> F 金額が小額又は対象者の少数化 <input checked="" type="checkbox"/> G その他(民生委員児童委員の役割は増している)				
現状	民生委員・児童委員は、介護保険相談員を兼ね、ひとり暮らし高齢者安心ネットワーク事業や災害時の要支援者への活動、高齢者や児童の虐待防止対策についての協力活動等を担っている。このため、協議会の自主的な研修や施設見学会等は委員の資質向上のための重要な要素となり、地域福祉活動に貢献している。				
適正化の方向	<input checked="" type="checkbox"/> 1 <input type="checkbox"/> 2-1 <input type="checkbox"/> 2-2 <input type="checkbox"/> 2-3 <input type="checkbox"/>				/
理由	東京都の補助事業であること、委員の資質の向上に大きな役割を果たしている事業であることから、現行のとおり補助を継続する。				
審査会評価					

補助金審査表

杉並区補助金適正化審査会

No.	補助金名称	担当部課			
団-46	障害者団体連合会・心身障害者団体運営費補助金	保健福祉部 障害者施策課			
補助金の概要	根拠法令	杉並区障害者団体連合会補助金交付要綱 杉並区障害者団体助成要綱			
	目的	障害者の積極的な社会活動への参加を促し、障害者福祉の増進を図る。			
	事業内容	障害者団体連合会が行う事業に要する経費の一部及び心身障害者団体が活動に要する経費の一部を補助している。 補助内容 <ul style="list-style-type: none"> ・ 運営事務費 ・ 文化・スポーツ・レクリエーション活動経費 ・ 設立・周年経費 ・ 宿泊訓練等交通経費 ・ 研究活動等経費 			
交付対象名・数	障害者団体連合会 各心身障害者団体	17団体	補助開始年度	昭和49年度	
補助割合	国 0%	都 0%	区 100%	/	
/	14年度	15年度	16年度	17年度	交付団体等の決算状況(15年度)
補助金予算額(千円)	14,968	14,458	13,585	13,220	歳入 歳出 補助金依存率
補助金決算額(千円)	14,076	13,823	12,874	/	11,132 6,905 3%
問題点	<input type="checkbox"/> A 政策目的の希薄化 <input type="checkbox"/> B 長期化による形骸化 <input type="checkbox"/> C 対象・要件の類似 <input type="checkbox"/> D 委託料との区分が不明確 <input type="checkbox"/> E 有効性・成果の検証が不明確又は不十分 <input type="checkbox"/> F 金額が小額又は対象者の少数化 <input checked="" type="checkbox"/> G その他(連合会については、補助金依存度が低い)				
現状	連合会は区立施設での自動販売機等の売り上げ収入が多く、補助金依存度は3%である。また、15年度、16年度両年の決算ベースで剰余金が約4,000千円強あり、翌年度に繰り越している。なお、個別団体については、連合会に比べて補助金依存度(13%~30%)が高い。				
適正化の方向	<input checked="" type="checkbox"/> 1 <input checked="" type="checkbox"/> 2-1 <input type="checkbox"/> 2-2 <input type="checkbox"/> 2-3 <input type="checkbox"/>				/
理由	連合会については、収支状況から自立運営は可能であり、補助金の整理・削減・廃止を含めた見直しを行う。個別団体については、同一の障害を持った方や家族の交流、相談の場であり、障害者の生きがい対策に大きな役割を果たしていることから補助を継続する。				
審査会評価					

補助金審査表

杉並区補助金適正化審査会

No.	補助金名称	担当部課			
団- 47	知的障害者生活ホーム運営費補助金	保健福祉部 障害者施策課			
補助金の概要	根拠法令	杉並区知的障害者生活ホーム運営費補助金交付要綱			
	目的	知的障害者の地域社会における生活の場を確保し、その自立を図る。			
	事業内容	社会福祉法人東京都知的障害者育成会が運営する知的障害者のための生活ホーム(2ヶ所)の運営に係る経費の一部(障害者支援費ではまかなえない部分)を補助する。			
交付対象名・数	東京都知的障害者育成会	1団体(2ヶ所)	補助開始年度	平成9年度	
補助割合	国 0%	都 0%	区 100%	/	
/	14年度	15年度	16年度	17年度	交付団体等の決算状況(15年度)
補助金予算額(千円)	15,808	7,849	6,199	5,009	歳入 歳出 補助金依存率
補助金決算額(千円)	15,808	6,773	5,009	/	19,633 19,633 34%
問題点	<input type="checkbox"/> A 政策目的の希薄化 <input type="checkbox"/> B 長期化による形骸化 <input type="checkbox"/> C 対象・要件の類似 <input type="checkbox"/> D 委託料との区分が不明確 <input type="checkbox"/> E 有効性・成果の検証が不明確又は不十分 <input type="checkbox"/> F 金額が小額又は対象者の少数化 <input checked="" type="checkbox"/> G その他(他施設との整合性)。				
現状	知的障害者生活ホームは、障害者支援費対象施設であり、支援費で運営する施設である。しかし、14年度までは必要経費全額を補助していた経緯から、家賃や人件費を含む補助金を廃止することは困難である。ただ、他の支援費施設との整合性を図るため、15年度必要経費と支援費の差額を補助していたものを、16年度から定額補助に改め、18年度には家賃補助のみとする。				
適正化の方向	<input checked="" type="checkbox"/> 1 <input type="checkbox"/> 2-1 <input type="checkbox"/> 2-2 <input type="checkbox"/> 2-3 <input type="checkbox"/>				/
理由	知的障害者生活ホーム事業は、知的障害者が地域において自立し、かつ安心して暮らしていくための重要な居宅サービス事業であり、補助は継続する。ただし、18年度以降は施設借上げ費と入居者の家賃との差額を定額補助とすることとし、整理削減する。				
審査会評価					

補助金審査表

杉並区補助金適正化審査会

No.	補助金名称	担当部課			
団- 48	精神障害者居宅介護等事業費補助金	保健福祉部 障害者施策課			
補助金の概要	根拠法令	杉並区精神障害者居宅介護等事業費補助金交付要綱			
	目的	精神障害者が地域において安定した在宅生活を営み、その自立を支援する。			
	事業内容	社会福祉法人や医療法人等が運営するホームヘルプサービス事業所から、精神障害者に対して食事・身体の清潔の保持の介助等その他日常生活を営むためのヘルパーを派遣した場合、その法人に対して、1時間当たり2,600円を補助する。			
交付対象名・数	精神障害者ホームヘルプサービス事業所	1団体	補助開始年度	平成15年度	
補助割合	国 0(50)%	都 75(25)%	区 25%	/	
/	14年度	15年度	16年度	17年度	交付団体等の決算状況(15年度)
補助金予算額(千円)	-	2,240	2,800	2,600	歳入 歳出 補助金依存率
補助金決算額(千円)	-	1,469	2,274	/	- - -
問題点	<input type="checkbox"/> A 政策目的の希薄化 <input type="checkbox"/> B 長期化による形骸化 <input type="checkbox"/> C 対象・要件の類似 <input type="checkbox"/> D 委託料との区分が不明確 <input type="checkbox"/> E 有効性・成果の検証が不明確又は不十分 <input type="checkbox"/> F 金額が小額又は対象者の少数化 <input checked="" type="checkbox"/> G その他(東京都補助要綱から補助金で対応)				
現状	精神障害者へのヘルパー派遣は、実施計画事業であり、精神障害者在宅サービスの重要な要素となっている。精神障害者対策は障害者支援費制度には含まれないが、障害者支援費制度のヘルパーサービスの内容と大きな相違はないので、17年度予算から支援費基準単価(1時間2,800円→2,600円)と同額にした。また、法人格を持つ団体については、東京都実施要綱から補助金で対応している。				
適正化の方向	<input checked="" type="checkbox"/> 1 <input type="checkbox"/> 2-1 <input type="checkbox"/> 2-2 <input type="checkbox"/> 2-3 <input type="checkbox"/>				
理由	障害者支援費制度の動向、障害者自立支援法の成立による方向性、3障害(身障・知的・精神)のサービス一元化や応益負担の導入など推移を見守りつつ、補助を継続する。				
審査会評価					

補助金審査表

杉並区補助金適正化審査会

No.	補助金名称	担当部課
団- 49	心身障害者ショートステイ事業	保健福祉部 障害者施策課
補助金の概要	根拠法令	杉並区心身障害者ショートステイ事業運営費補助金交付要綱
	目的	心身障害者の家庭生活の安定と家族の休養、障害者福祉の増進を図る。
	事業内容	社会福祉法人2法人(いたる臨床発達指導センター・東京家庭学校)が実施する心身障害者ショートステイ事業の運営に係る経費の一部(障害者支援費ではまかなえない部分)を補助する。
交付対象名・数	いたる臨床発達指導センター・東京家庭学校	2団体
補助開始年度	平成15年度	
補助割合	国 0%	都 0%
	区 100%	/
	14年度	15年度
	16年度	17年度
	交付団体等の決算状況(15年度)	
補助金予算額(千円)	-	81,536
	65,937	45,118
	歳入	歳出
補助金決算額(千円)	-	81,536
	45,496	33,331
	33,331	33,331
	81%	/
問題点	<input type="checkbox"/> A 政策目的の希薄化 <input type="checkbox"/> B 長期化による形骸化 <input type="checkbox"/> C 対象・要件の類似 <input type="checkbox"/> D 委託料との区分が不明確 <input type="checkbox"/> E 有効性・成果の検証が不明確又は不十分 <input type="checkbox"/> F 金額が小額又は対象者の少数化 <input checked="" type="checkbox"/> G その他(他施設との整合性)	
現状	心身障害者ショートステイ事業は、障害者支援費で運営することが基本であるが、国が定めた支援費基準額は入所施設内の居室の空きベッド利用を想定したものである。しかし、従来区が委託していた2施設は入所施設ではなく、入所施設の職員配置に相当する額を補助している。 東京家庭学校 15年度 479日 27,091千円 16年度 568日 17,295千円	
適正化の方向	<input checked="" type="checkbox"/> 1 <input type="checkbox"/> 2-1 <input type="checkbox"/> 2-2 <input type="checkbox"/> 2-3 <input type="checkbox"/>	
理由	ショートステイ事業は介護者の休息や病気等に対応する事業であること、2施設が障害者支援費基準での運営は困難なことから、補助は継続する。ただし、他施設との整合性を考慮し、16年度から定額補助制度を、実績に基づいた補助制度に改めた。なお、当事業は実施計画事業である。	
審査会評価		

補助金審査表

杉並区補助金適正化審査会

No.	補助金名称	担当部課					
団- 51	障害者まちなか生活支援事業補助金	保健福祉部 障害者施策課					
補助金の概要	根拠法令	杉並区障害者まちなか生活支援事業補助金交付要綱					
	目的	障害者の地域での居場所づくり、生きがい活動等を支援し、もって障害者福祉の増進を図る。					
	事業内容	NPO法人アザーボイスが実施する障害者まちなか生活支援事業を、区との協働事業として事業経費の一部を4年間を限度に補助する。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 交流事業 ・ 社会参加促進事業 ・ 人材育成事業 ・ 日常生活情報提供事業 					
交付対象名・数	NPO法人アザーボイス	1団体					
補助割合	国 0%	都 0%					
		区 100%					
	14年度	15年度	16年度	17年度	交付団体等の決算状況(15年度)		
補助金予算額(千円)	-	-	-	3,477	歳入	歳出	補助金依存率
補助金決算額(千円)	-	-	-	-	-	-	-
問題点	<input type="checkbox"/> A 政策目的の希薄化 <input type="checkbox"/> B 長期化による形骸化 <input type="checkbox"/> C 対象・要件の類似 <input type="checkbox"/> D 委託料との区分が不明確 <input checked="" type="checkbox"/> E 有効性・成果の検証が不明確又は不十分 <input type="checkbox"/> F 金額が小額又は対象者の少数化 <input type="checkbox"/> G その他(
現状	17年度からNPO法人アザーボイスとの協働事業として開始する事業である。						
適正化の方向	<input checked="" type="checkbox"/> 1 <input type="checkbox"/> 2-1 <input type="checkbox"/> 2-2 <input type="checkbox"/> 2-3 <input type="checkbox"/>						
理由	17年度新規事業のため、今後の推移を見守る。						
審査会評価							

補助金審査表

杉並区補助金適正化審査会

No.	補助金名称	担当部課			
53 団-2	心身障害者通所訓練・授産事業等運営費補助金 (小規模授産施設)	保健福祉部 障害者施策課			
補助金の概要	根拠法令	杉並区心身障害者通所訓練・授産事業等運営費補助金交付要綱			
	目的	心身障害者の社会的自立を目的に、通所の場(小規模授産施設)を設けて必要な訓練・授産指導を行う事業者に運営費の一部を補助し、障害者福祉の向上を図る。			
	事業内容	企業等では雇用されることが困難な在宅の心身障害者に対し、通所の場を設けて必要な訓練・授産指導を行う事業者に運営費の一部を補助する。 ・ 小規模授産施設 16ヶ所			
交付対象名・数	小規模授産施設 実施団体	16団体	補助開始年度	昭和51年度	
補助割合	国 0(25%)	都 63(38%)	区 130%		
	14年度	15年度	16年度	17年度	交付団体等の決算状況(15年度)
補助金予算額(千円)	235,955	252,020	283,374	284,825	歳入 歳出 補助金依存率
補助金決算額(千円)	231,204	242,881	260,961		- - -
問題点	<input type="checkbox"/> A 政策目的の希薄化 <input type="checkbox"/> B 長期化による形骸化 <input type="checkbox"/> C 対象・要件の類似 <input type="checkbox"/> D 委託料との区分が不明確 <input type="checkbox"/> E 有効性・成果の検証が不明確又は不十分 <input type="checkbox"/> F 金額が小額又は対象者の少数化 <input type="checkbox"/> G その他()				
現状	一般就労が困難な障害者を対象に通所の場を設けて、必要な訓練、授産指導を行い、社会的自立の促進を図っている。現在16施設。 15年度 延46,105人 16年度 延47,424人				
適正化の方向	<input checked="" type="checkbox"/> 1 <input type="checkbox"/> 2-1 <input type="checkbox"/> 2-2 <input type="checkbox"/> 2-3 <input type="checkbox"/>				
理由	区立や社会福祉法人等が運営する授産施設だけでは受け皿として不足している。障害者の社会的自立を促す小規模授産施設の果たす役割は非常に大きい。今後障害者自立支援法、3障害のサービス一元化や応益負担の導入などの推移も見守りつつ、補助は継続する。				
審査会評価					

補助金審査表

杉並区補助金適正化審査会

No.	補助金名称	担当部課					
団- 55	重度身体障害者グループホーム運営費補助金	保健福祉部 障害者施策課					
補助金の概要	根拠法令	未制定					
	目的	重度身体障害者の地域社会における生活の場を確保し、その自立を図る。					
	事業内容	重度身体障害者のグループホームの運営に係る経費の一部を補助する。当事業は、実施計画のローリングに基づき、17年度から新規に開始する事業であるが、現在のところ運営団体等未定。					
交付対象名・数		補助開始年度	平成17年度				
補助割合	国 0%	都 50%	区 50%				
\	14年度	15年度	16年度	17年度	交付団体等の決算状況(15年度)		
補助金予算額(千円)	-	-	-	14,722	歳入	歳出	補助金依存率
補助金決算額(千円)	-	-	-	\	-	-	-
問題点	<input type="checkbox"/> A 政策目的の希薄化 <input type="checkbox"/> B 長期化による形骸化 <input type="checkbox"/> C 対象・要件の類似 <input type="checkbox"/> D 委託料との区分が不明確 <input checked="" type="checkbox"/> E 有効性・成果の検証が不明確又は不十分 <input type="checkbox"/> F 金額が小額又は対象者の少数化 <input type="checkbox"/> G その他(
現状	実施計画に基づいた新設事業であり、経費については計画どおり東京都基準額を採用している。運営団体は未定である。						
適正化の方向	<input checked="" type="checkbox"/> 1 <input type="checkbox"/> 2-1 <input type="checkbox"/> 2-2 <input type="checkbox"/> 2-3 <input type="checkbox"/>					\	
理由	17年度からの新規事業であり、事業開始後推移を見守る。						
審査会評価							